契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間(48月)を乗じた額の 100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保

険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、 これらを 誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこ ととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

(4) 無効の入札

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務 を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する 入札は、無効とする。) 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをした者を落札者とする。

最低制限価格

設定しない。 契約書作成の要否 (7)

- (8)その他詳細は、入札説明書による。
- 9) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受 ける。
- summary
- (1)Name and quantity of commodity

A set of personal computers and the machine which related to the personal computers (14 servers, 14

Deadline of supply commodity (2)

November 30th 2002

Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and plase to submit bidding proposal

October 1st 2002 1:30 p.m.

Room to submit bidding proposal

Prefectural Office of Kumamoto

- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail September 30th 2002
- (6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of this bidding contract

Farm Land Management Division,

Department of Agriculture

Prefectural Office of Kumamoto

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City,

Kumamoto Prefecture, 862 - 8570 Japan

Phone: 096 - 383 - 1111 Ext. 5501

熊本県公告第668号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成 14 年 8 月 21 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

競争入札に付する事項

(1) 委託業務名称

熊本県文書管理システム開発業務

(2) 委託業務の特質等 入札説明書による。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成 15 年 3 月 31 日(月)まで

ただし、パッケージソフトを使って開発を行う場合、そのパッケージソフトにつ いては使用許諾契約によるものとし、その期間は平成 15 年 2 月 1 日 (土) から平成 19 年 1 月 31 日 (水)までとする。) 納入場所 熊本県庁内の県が指定する場所

額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する金額については、パッケージソフト使用許諾料を含むも なお、 のとする。

競争入札参加資格 2

平成 14 年熊本県告示第 627 号により入札参加資格を有すると決定された者であること。

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 熊本県総務部私学文書課文書係(熊本県庁行政棟本館8階)

郵便番号 862 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号電話番号 096 383 1111 内線 3204

入札説明書及び仕様書等の交付期間及び方法 (2)

平成 14 年 8 月 23 日 (金)から平成 14 年 9 月 13 日 (金)までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

方法

3の(1)の担当課へ直接申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時

平成 14 年 8 月 28 日 (水)午後 2 時から 4 時まで

場所 1

熊本県庁行政棟本館地下1階入札室

入札及び開札の日時及び場所 (4)

日時

平成 14 年 9 月 30 日 (月) 午後 2 時から

イ 場所

熊本県庁行政棟本館地下1階入札室

入札書の提出方法

3の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないとき は、3の(1)記載の場所に入札日の正午までに必着するよう郵送(書類郵便に 限る。) すること。

入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県総務部私学文書課文書係(熊本県庁行政棟本館8階)

郵便番号 862 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096 内線 3204 383 1111

その他

入札契約手続等において使用する言語及び通貨 (1)

日本語及び日本国通貨とする。

入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(4)の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。

入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間 に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る 保険証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公 共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上 にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提 出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそ れがないと認められるときに限る。)。

契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付する

ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除 される。

契約しようとする者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契 約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体 とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し たとき(その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき に限る。)。

(4)入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- 委任状を提出しない代理人のした入札
- 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者の した入札
- 記名押印を欠く入札 Т
- 金額を訂正した入札 オ

- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の 入札
- 2 以上の意思表示をした入札
- 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執 行者が認めた場合の入札
- その他入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みを した者を落札者とする。

なお、文書管理システム開発業務とバッケーンソファは出まれる。 ては、落札価格を本県が積算したシステム開発費とパッケージソフト使用許諾料の それぞれの算定基礎の割合で按分した額とする。ただし、本県の算定基礎の割合は、

(6) 最低制限価格

設定しない。

- 契約書作成の要否 (7)
- 契約締結の期限 (8)

- 平成 14 年 10 月 7 日 (月) その他詳細は、入札説明書による。 (9)
- Summary
 - Nature and Quantity of Services Required:

Development of Comprehensive Official Documents Management

System for Kumamoto Prefectural Government

Time Limit for Submission of Bids by Registered Mail: (2)

12:00, September 30, 2002

(3) Time and Place of Bidding

Time:14:00, September 30, 2002

Place: Bidding Room, 1st Basement, Main Building,

Kumamoto Prefectural Office

Contact Point of Notice:Private Schools and Official Document Affairs

Division, General Affairs Department, Kumamoto Prefectural

Government, 6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862 - 8570 Japan TEL 096 - 383 - 1111 (ext.3204)

熊本県公告第669号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 16 条 の2第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 子

- 一級河川白川 河川名
- 河川整備計画の公表場所 2

国土交通省熊本工事事務所 調査一課、白川出張所、緑川下流出張所、熊本維持出張 所

国土交通省立野ダム工事事務所

熊本県土木部河川課、熊本土木事務所、熊本農政事務所

大津町役場、阿蘇町役場、白水村役場 熊本市役所 南部市民センター、東部市民センター、龍田市民センター、西部市民センター、大江市民センター、秋津市民センター、幸田市民センター、清水市民センター、託麻市民センター、花園市民センター、北部総合支所、飽田総合支所、河内総合支所、天明総合支所、

公表期間 3

平成 14 年 8 月 22 日から平成 14 年 8 月 31 日まで

登載依頼

熊本県警察本部公告第 651 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 21 日

康 熊本県警察本部長 折 徳 田

落札に係る名称及び数量

- 1) 熊本県警察統合 OA システム用パソコン 1036 台
- 2) 熊本県警察統合 OA システム用プリンタ 259 台
- 熊本県警察統合 OA システム用関連機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 熊本県警察本部警務部情報管理課 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札を決定した日
 - 平成14年8月1日
- 落札者の氏名及び住所 4
 - 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額
 - 4,842,600 円(うち消費税及び地方消費税の額 230,600 円) 契約の相手方を決定した手続き
- 6
 - 一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日 7

平成 14 年 6 月 21 日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第16号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和 33 年熊本県教育委員会規則第 13 号)の一部を次のように改 正する。

第 10 条の見出し中「盲者等」を「盲学校等への就学」に改める。

第 10 条中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲学校、聾学校又 は養護学校への就学」に、「医師の診断書」を「経緯の説明書(別記第5号様式の2)」に 改める。

第 11 条中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者等」に改め、 「又は養護学校の校長は、」の次に「速やかに、」を加える。

別記第5号様式中「盲(聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に改める。

別記第5号様式の次に「別記第5号様式の2」を加える。

別記第6号様式中「盲(聾・養護)」を「(盲・聾・養護)」に、「盲者等」を「(盲者・ 聾者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)」に改める。

附 この規則は、平成14年9月1日から施行する。

別記第5号様式の2

(盲・聾・養護)学校就学該当者と判断した経緯の説明書 月 氏名 性別 年 日生 障害名

判断した経緯

- 1 障害の状況
- 専門医等の意見 2
- 3 保護者の考え・要望
- 就学指導委員会の意見 4
- 市町村の教育委員会の判断

上記の経緯により、本教育委員会において、(盲・聾・養護)学校に就学させるべきものであると判 断しました。

> 年 月 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$

教育委員会名

印

熊本県教育委員会 様

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 14 年 8 月 21 日

> 熊本県教育委員会委員長 今 村 潤

熊本県教育委員会規則第 17 号

熊本県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

熊本県立特殊教育学校学則(昭和 41 年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のよう に改正する。

第 12 条の見出し中「盲者」を「盲学校」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者

等」に改める。

第 12 条の 2 第 2 項中「盲者、聾者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者」を「盲者 等」に改める。

第12条の2の次に次の一条を加える。

(認定就学者と思料するものの通知)

- 第 12 条の 3 施行令第 6 条の 3 第 1 項の規定による委員会に対する当該学齢児童又は学齢 生徒の在学する特殊教育学校の校長からの認定就学者として小学校又は中学校に就学す
- ることが適当であると思料するものの通知は、通知書(第5号様式の2)をもってする。 施行令第6条の3第2項の規定による当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町

「(盲・聾・養護)学校に就学すべきもの」に、「遺憾のない」を「適切に処理される」に

第5号様式中「殿」を「様」に、「(盲、聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に、「盲者 等」を「(盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者)」に改める。

第5号様式の次に「第5号様式の2」を加える。 第6号様式中「殿」を「様」に、「盲者等」を「(盲者・聾者・知的障害者・肢体不自由 者・病弱者)」に、「小(中)学校」を「(小学校・中学校)」に、「遺憾のない」を「適切に処理される」に、「盲(聾、養護)」を「(盲・聾・養護)」に改める。

第6号様式の次に「第6号様式の2」を加える。

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

(第5号様式の2)

(文 書 番 号)

平成 月 年 日

熊本県教育委員会 様

県立 (盲・聾・養護)学校長

> 氏 名 印

認定就学者と思料するものについて(通知) このことについて、下記のとおり通知します。

記

X	分	児童(生徒		保護者	
氏	名				
住	所				
生年月日				続柄	
認定	就学者	首と思料するものの障害の種類		·	
認定	就学者	省と思料する理由			

(第6号様式の2)

(文 番 号) 平成 年 月 日

(市町村)教育委員会 様

熊本県教育委員会 印

認定就学者と思料するものについて(通知) このことについて、下記のとおり通知します。

X	分	児童(生徒	保護者				
氏	名						
住	所						
生年月日				続柄			
認定	認定就学者と思料するものの障害の種類						
認定就学者と思料する理由							
MOVE 346 3 H C 1044 I N 25-TH							

熊本県就学前教育振興対策協議会公告第2号

第3回熊本県就学前教育振興対策協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 14 年 8 月 21 日

熊本県教育長 田 中 力 男

開催日時

平成 14 年 8 月 31 日 (水)

午後1時30分から午後4時まで

開催場所

熊本市水前寺一丁目 33 番 18 号

水前寺共済会館

議題

- (1) 熊本県就学前教育振興プラン(案)について ・現在実施している事業の評価について

 - ・アンケート結果及び分析について ・施策の方向性及び具体的施策について
- 傍聴者の定員

10 人

- 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の 指示により、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先

熊本県就学前教育振興対策協議会事務局(熊本県教育庁義務教育課) (電話 096-383-1111 内線 6786)